

## こども未来応援パートナーシップ協定

多治見市（以下「甲」という。）と学校法人中京学院（以下「乙」という。）との間において、相互の発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、「こどもの未来を応援する」という甲乙共通の目標を達成するため、甲と乙が保育・幼児教育の分野で相互に協力し、多治見市における保育・幼児教育の質を向上させるとともに、中京学院大学（以下「大学」という。）における教育・研究の発展及び優れた人材の育成に寄与することを目的とする。

### （協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について相互に必要な支援と協力を行う。

- （1） 大学保育科学生の募集に関すること。
- （2） 大学保育科学生の教育及び育成に関すること。
- （3） 大学保育科学生の市内保育所等への就職支援に関すること。
- （4） その他こどもの未来を応援する事業に関すること。

### （協議）

第3条 この協定が効果のあるものとなるよう、定期的に協議の場を持って推進を図る。

### （守秘義務）

第4条 甲と乙は、この協定に基づく連携・活動において、相手方より知り得た情報について、この協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に提供、開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(有効期間)

第5条 この協定は、甲と乙の代表が署名した日に発効し、令和9年3月31日まで有効とする。ただし、甲又は乙のいずれからも有効期間満了の日の30日前までに別段の申し出がされないときは、この協定は自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について、必要があるときは両者協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和8年3月10日

甲 住 所 岐阜県多治見市日ノ出町二丁目15番地  
職氏名 多治見市長

乙 住 所 岐阜県瑞浪市土岐町2216番地  
職氏名 学校法人中京学院理事長